生活安全局	二四一人
刑事局	三七二人
組織犯罪対策部	三四〇人
交通局	一四六人
警備局	三〇八人
外事情報部	二五〇人
情報通信局	三三〇人
計	二、三七六人
合計	七、七九六人

組織犯罪対策部の定員を除く。

外事情報部の定員を除く。

［略］

うち、一、三九二人は、警察官とする。

うち、二、一四八人は、警察官とし、八一人は、皇宮護衛官とする。

附　則

2　次の表の区分の欄に掲げるものに係る定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員	備考
内部部局			
長官官房	平成二十八年九月三十日までの間	四〇五人	警察庁長官、次長各一人を含む。
			うち、二人は、国立国会図書館支部警察庁図書館の定員とする。
計	平成二十八年九月三十日までの間	二、三九二人	うち、一、四〇八人は、警察官とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

生活安全局	二四一人
刑事局	三七二人
組織犯罪対策部	三四〇人
交通局	一四六人
警備局	三〇八人
外事情報部	二五一人
情報通信局	三三〇人
計	二、三七七人
合計	七、七九七人

組織犯罪対策部の定員を除く。

外事情報部の定員を除く。

［同上］

うち、一、三九三人は、警察官とする。

うち、二、一四九人は、警察官とし、八一人は、皇宮護衛官とする。

附　則

2　［同上］

区分	期間	定員	備考
内部部局			
長官官房	平成二十八年九月三十日までの間	四〇五人	警察庁長官、次長各一人を含む。
			うち、二人は、国立国会図書館支部警察庁図書館の定員とする。
計	平成二十八年九月三十日までの間	二、三九三人	うち、一、四〇九人は、警察官とする。